

資料-9 (2) 湾・灘別の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村名

湾・灘名	府県名	市名	町名	村名
紀伊水道	兵庫県	洲本市、南あわじ市		
	奈良県	五條市、宇陀市	吉野町、大淀町、下市町	黒滝村、天川村、川上村、東吉野村
	和歌山县	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市	紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、日高町、由良町、有田川町	
	徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市	勝浦町、上勝町、石井町、神山町、那賀町、美波町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	佐那河内村
	香川県	さぬき市、東かがわ市	三木町	
	愛媛県	新居浜市、四国中央市		
大阪湾	京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市	大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町	南山城村
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市	島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町	千早赤阪村
	兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、南あわじ市、淡路市	猪名川町	
	奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町	山添村、明日香村
	和歌山县	和歌山市		
播磨灘	兵庫県	神戸市、姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市	多可町、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	
	岡山县	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市	和気町、早島町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町	新庄村、西粟倉村
	徳島県	鳴門市		
	香川県	高松市、さぬき市、東かがわ市	土庄町、小豆島町、三木町、直島町	

湾・灘名	府県名	市名	町名	村名
備讃瀬戸	岡山県	倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市	里庄町、矢掛町、吉備中央町	
	広島県	三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市	世羅町、神石高原町	
	香川県	高松市、坂出市、丸亀市、善通寺市、三豊市	三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	
備後灘	広島県	三原市、尾道市、福山市		
	香川県	観音寺市、三豊市	まんのう町	
	愛媛県	今治市	上島町	
燧灘	広島県	呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市	大崎上島町	
	愛媛県	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、東温市	上島町	
安芸灘	広島県	呉市、東広島市	熊野町	
	愛媛県	松山市、今治市		
広島湾	広島県	広島市、呉市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	
	山口県	岩国市、柳井市、周南市、下松市	和木町、周防大島町	
伊予灘	山口県	柳井市	上関町、周防大島町	
	愛媛県	松山市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、東温市、西予市	松前町、砥部町、内子町、伊方町	
	大分県	大分市、別府市、臼杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市	日出町、九重町	
周防灘	山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、長門市、周南市、山陽小野田市	田布施町、平生町、上関町	
	福岡県	北九州市、行橋市、豊前市	苅田町、添田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	赤村
	大分県	別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、日田市、由布市、国東市	玖珠町	姫島村
豊後水道	愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市	伊方町、愛南町	
	大分県	佐伯市、臼杵市、津久見市		
響灘	山口県	下関市		
	福岡県	北九州市		

注) 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

出典:各府県調べ(令和3年12月)